

個人・交通災害共済



日本国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

こんな場合も
交通災害共済の
対象になるよ!

タクシーに乗車中、
後続車に追突された*



*タクシー・ハイヤー運転手の方については、
職業上タクシー・ハイヤー搭乗中の交通事故の
場合、5口を限度に給付されます。

デパートのエスカレーター
またはエレベーターで
転倒



歩行中、風で
落下したビルの
看板があたり受傷



電車で出勤途中、
駅のホームで人に
押されて転倒



歩行中、
自転車や車と接触



もしものときの
強い味方!

**おすすめ
ポイント**

- 家族全員の加入がOK
- 年齢制限なし
- 月々500円の掛金で死亡時 最高1,000万円の保障

1カ月**500円** (10口分) の掛金で

死亡

交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡

1,000万円

障害

交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法(障害等級表)1級~14級

1,000~40万円

入院

交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日~180日)

日額保障 **15,000円**

実通院

交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日~90日)

日額保障 **5,000円**

- 月額掛金...10口 500円 (1口50円から加入できません)
- 加入範囲...組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族
- 加入最高限度...10口
- 加入年齢...年齢制限なし

※[入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。

改定点

- 1口の掛金が100円から50円に変わりました。
- 実通院給付は掛金100円あたり日額1,500円から日額1,000円に変わりました。(旧制度では1口、新制度では2口に相当)

2015年1月以降、満期継続を迎える共済会より、順次この新制度に移行します。

火災共済

- だんぜん安い掛金
- 家財だけでも加入OK
- 風水害もカバー
- 火災以外もワイドに保障
- 諸費用共済金でさらに安心

自動車共済

- 割安な掛金、補償は充実
- 全国どこでも24時間事故受付
- ノンフリート等級別割引・割増継承可能

全労連共済

共済事業部会

TEL 03-5842-3750

全国労働組合総連合共済会

FAX 03-5842-3752

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-18-6 湯島夏目ビル 5F

お申し込み・お問い合わせは

建交労神奈川ダンプ支部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17

リバーハイツ石川町304号

電話 (045) 662-2340

FAX (045) 641-5453

部内資料

個人・交通災害共済

★制度改定しました。

2015年1月以降、満期継続を迎える職場共済会より、順次こちらの制度に移行します。

個人・交通災害共済とは、国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対して共済金が給付される制度です。

制度について

1. 加入について

- 掛金 1口 月額50円
- 加入最高限度 10口
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども・同居かつ同一生計の親族(親族の範囲12ページ参照)
- 加入年齢 制限なし

2. 給付内容

口数	月額掛金	死亡	障害	入院	実通院
		交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日～180日)	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)
10口	500円	1,000万円	1,000～40万円	日額 15,000円	日額 5,000円
9口	450円	900万円	900～36万円	日額 13,500円	日額 4,500円
8口	400円	800万円	800～32万円	日額 12,000円	日額 4,000円
7口	350円	700万円	700～28万円	日額 10,500円	日額 3,500円
6口	300円	600万円	600～24万円	日額 9,000円	日額 3,000円
5口	250円	500万円	500～20万円	日額 7,500円	日額 2,500円
4口	200円	400万円	400～16万円	日額 6,000円	日額 2,000円
3口	150円	300万円	300～12万円	日額 4,500円	日額 1,500円
2口	100円	200万円	200～8万円	日額 3,000円	日額 1,000円
1口	50円	100万円	100～4万円	日額 1,500円	日額 500円

組合員本人全員加入
掛金は支部で負担

- 注1 [入院+実通院(90日限度)]の場合は、合計180日が限度です。
- 注2 職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、組織・交通災害共済に加入している分も含めて5口を限度に共済金を支払います。

- ※希望により、口数を増やすこともできます(増加分本人負担)
- ※組合員本人だけでなく、家族・親族も加入できます。
- ※追加加入の場合は、支部に相談して下さい。